

黙示による包括的な同意として扱う事項について

個人情報保護法では、個人情報取扱業者(当健康保険組合を含む)は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならないとされています。

一方、厚生労働省の健康保険組合等におけるガイドラインでは、被保険者にとって不利となるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表をしたうえで、被保険者から特段明確な意思表示がないものについては同意が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当健康保険組合では、以下の事項につきその趣旨に該当するものいたしますので、同意されない場合には、書面にて当健康保険組合の個人情報に関する相談窓口までお申し出ください。

1. 高額療養費(高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金)を本人の申請に基づかずに被保険者の口座または事業主経由で支給すること。
2. 医療費通知(患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知)を世帯単位でまとめて行うこと。
3. ジェネリック通知(患者名、処方月、処方薬名、薬剤費、調剤薬局名等の処方内容通知)を世帯単位でまとめて行うこと。
4. 柔整療養費通知(受療者名、施術月、施術費、施術院名、負傷部位等)を世帯単位でまとめて行うこと。
5. 医療機関や他の健康保険組合等から資格確認があった場合で、健診受診または保険給付のために必要な場合は、当健康保険組合における資格の有無について回答すること。
6. 資格情報のお知らせ(氏名、負担割合、資格取得年月日)の閲覧、マイナンバー下4桁の確認を世帯単位でまとめて行うこと。
7. 健康の保持・増進のための健診及び保健事業の運営を目的に住所等を外部業者に提供すること
8. 効果的な事後措置のため、健診結果を外部業者に提供しデータ化すること